

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第182号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年8月30日 18時15分ごろ	
発生場所	広島県尾道市 因島重井町商工業団地岸壁前面水域 (概位 北緯34°19.9′ 東経133°08.0′)	
事故等調査の経過	平成23年10月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{かいゆう} 海勇丸、19.6トン 273-7493広島、市川海運有限会社 B 台船 K-77 なし、光洋工業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ及び舵板に曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、ブロック約20tを積載して船首約0.4m、船尾約0.2mの喫水となったB船を左舷側に横抱きにし、船首約0.8m、船尾約2.4mの喫水をもって、因島重井町商工業団地岸壁を離岸しようとして後進をかけて左転中、平成23年8月30日18時15分ごろ同岸壁沖に存在する浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 微風 海象：潮汐 低潮時	
その他の事項	船長は、乗り揚げた浅所の存在を知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、因島重井町商工業団地岸壁においてB船を横抱きにして離岸作業中、岸壁の前面に存在する浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、因島重井町商工業団地岸壁においてB船を横抱きにして離岸作業中、岸壁の前面に存在する浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	